

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合業務管理体制整備規程

平成28年6月17日

組合訓令第10号

(目的及び適用範囲)

第1条 柵原吉井特別養護老人ホーム組合業務管理体制整備規程(以下「規程」という。)は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合(以下「組合」という。)が経営する介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

(基本方針)

第2条 組合が行う全ての事業を適正に行うために、以下を組合の基本方針とする。

- (1) 事業を行う際に際しては、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令順守のために必要な組合の組織体制を整備する。
- (3) 法令順守責任者は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合管理者美咲町長(以下「管理者」という。)の命を受け、各部署の責任者(以下「責任者」という。)と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令順守責任者)

第3条 組合の管理者は、法令順守責任者を組合に1名配置するものとする。

2 前項の法令順守責任者は、管理者が選任するものとする。

(組合組織体制の整備)

第4条 組合の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別に定めるものとする。

- 2 組合の事業の最高責任者を管理者とする。
- 3 組合の事業部門の責任者は、施設長とする。

(法令順守責任者の業務)

第5条 法令順守責任者は、組合の事業が法令順守により遂行されるよう、管理者等と連携し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 組合及び事業の組織体制に関する提案
 - (2) 法令順守に関する本規程の制定及び改正
- 2 法令順守責任者は、必要に応じて組合内の会議に出席し、組合の事業遂行状態を法令順守の観点から確認するものとする。

(相談窓口の仕組み)

第6条 組合内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- (2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場

合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行なうものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。

(3) 組合は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わせないこととし、報告・相談者に対し、不利益取り扱いや嫌がらせを行った者は組合の条例等(以下「条例等」という。)に則り処分を課せられることがある。

(4) 組合は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとし、プライバシーは遵守される。

(5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行った者は、条例等に則り処分を課せられることがある。

(施設長及び各部署責任者の役割)

第7条 施設長及び各部署の責任者(以下「責任者」という。)は、法令遵守担当者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 責任者は、自らが責任を担う事業が法令を遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また施設長は必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

3 施設長及び責任者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をすものとする。

4 施設長及び責任者は、必要に応じて職員に法令順守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また介護保険法、生活保護法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日々の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自ら上司又は施設長及び責任者必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第9条 第7条第4項に定める研修は、施設長又は責任者が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施しなければならない。

(処分)

第10条 法令違反する行為を行った職員は、条例等に則り、懲戒されるものとする。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正を行った場合は、速やかに監督官庁に提出するものとする。

附則(平成28年6月17日組合訓令第10号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。